

宿泊約款

タラサ志摩スパアンドリゾート株式会社

宿泊約款

第1条(適用範囲)

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条(宿泊契約の申込み)

1. 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 1. 宿泊者名
 2. 宿泊日及び到着予定時刻
 3. 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
 4. その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとします。

第3条(宿泊契約の成立等)

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第17条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同額の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条(申込金の支払いを要しないこととする特約)

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するにあたり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合、及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条(宿泊契約締結の拒否)

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

1. 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
2. 満室(員)により客室の余裕がないとき。
3. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められたとき。
4. 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
5. 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
6. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
7. 三重県旅館業法施行条例第4条の規定する場合に該当するとき。

宿泊約款

第6条(宿泊客の契約解除権)

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けません。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるにあつて、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条(当ホテルの契約解除権)

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 1. 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する恐れがあると認められるとき。又は同行為をしたと認められるとき。
 2. 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 3. 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 4. 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 5. 宿泊しようとする者が、泥酔等により他の宿泊者に迷惑を及ぼす恐れがあると認められるとき。あるいは宿泊客が他の宿泊客に著しく迷惑をおよぼす言動をしたとき。
 6. 寝室での寝たばこ、消防用施設等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第8条(宿泊の登録)

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 1. 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 2. 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 3. 出発日及び出発予定時刻
 4. その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第9条(客室の利用時間)

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝12時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。その場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 1. 午後3時までの場合は、室料金の30%
 2. 午後6時までの場合は、室料金の50%
 3. 午後6時以降の場合は、室料金の100%

宿泊約款

第10条(利用規約の遵守)

宿泊客は当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第11条(営業時間)

1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は次の通りとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。
 - ◆ フロント-----24時間
 - ◆ レストラン営業時間----- ご案内書をご参照ください
 - ・ ルミエール
 - ・ おきかぜ
 - ・ ラ・ソアレ
 - ◆ タラソテラピー営業時間-----ご案内書をご参照ください
 - ◆ 付帯施設サービス時間-----ご案内書をご参照ください
 - ・ ブティック オンディーヌ
 - ・ エステティックサロン サロン・ドゥ・エレガンス
 - ・ サロン ル・ラルジュ
2. 前項の営業時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法を持ってお知らせします。

第12条(料金の支払い)

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けません。

第13条(当ホテルの責任)

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第14条(契約した客室の提供ができないときの取り扱い)

1. 当ホテルで、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは補償料を支払いません。

第15条(寄託物当の取扱い)

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可効力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金並びに貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは30万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の障害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、30万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

第16条(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし所有者の指示がない場合、又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

第17条(駐車場の責任)

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両キーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第18条(宿泊客の責任)

宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

宿泊約款

■別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 訳
宿 泊 客 が 支 払 う べ き 総 額	宿泊 料金	①基本宿泊料(室料(又は室料+夕食・朝食料)) ②サービス料(①×10%)
	追加料 金	③飲食料(又は追加飲食(夕食・朝食以外の飲食料)及びその他の利用料金) ④サービス料(③×10%)
	タラソ	タラソテラピー料
	税金	消費税

■別表第2 違約金(第6条第2項関係)

		契約解除の連 絡を受けた日	不泊	当日	前日	3日前	5日前	7日前	14日前	15日前	20日前
一般	1～14名まで		100%	80%	50%	20%					
団体	15～30名まで		100%	80%	50%	20%	20%				
	31～100名まで		100%	80%	50%	20%	20%	20%	10%		
	101名以上		100%	80%	50%	25%	25%	25%	15%	10%	10%

(注)

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けをした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる)にあたる人数については、違約金はいただきません。

利用規約

タラサ志摩スパアンドリゾート株式会社

利用規約

当ホテルでは、お客様に安全かつ快適にご滞在いただくため、宿泊約款第10条に基づき、次のように利用規則を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

(火災予防上お守りいただきたい事項)

1. 客室内では、暖房用、炊事用などの火気及びアイロン等をご使用なさないでください。
2. 火災の原因となりやすい場所(特にベッド内)でご喫煙なさないでください。
3. その他火災の原因になるような行為をなさないでください。
4. 客室からの避難経路図は各客室ドア内側に表示しておりますので、ご確認ください。

(保安上お守りいただきたい事項)

1. ご滞在中、お部屋から出られるときは、ドアの施錠をご確認ください。(当ホテルは、自動施錠になっております。)
2. ご在室中、特にご就寝の時は、ドアの内錠、ドアチェーンをお掛けください。来訪客があったときは、不用意開扉なせずに、ドアチェーンを掛けたまま開扉するか、ドアスコープでご確認ください。万一不審者と思われる場合は、直ちにフロントへご連絡ください。(ダイヤルA)
3. ご来客と客室内でのご面会をご遠慮ください。
4. 宿泊登録者以外のご宿泊は、固くお断りします。

(貴重品・お預かり品のお取扱いについて)

1. 貴重品の保管は、クローゼット内の備え付け小型金庫をご利用ください。又、1階フロントでもお預かりいたします。ご利用なさないで万一紛失、破損、盗難などによって生じた損害については、その責任は負いかねますので、あらかじめご了承ください。
2. ホテル内での遺失物の処理は、一定期間当ホテルが保管し、その後は法令に基づいて処理させていただきます。(遺失物法9条関係)
3. お預かり品の保管期間は、特にご指定のない限り、原則として7日間とさせていただきます。

(お支払いについて)

1. 都合によりご到着時にお預かり金(前金)を申し受けることがございますのでご了承ください。
2. ご滞在中、フロント会計から請求のあった場合は、その都度お支払いください。
3. ホテル内のレストラン、バーなどをご署名によってご利用される場合は、必ず客室の鍵をご提示ください。
4. 旅行小切手以外の小切手でのお支払い及び両替は、固くお断りさせていただきます。
5. 客室内のお電話をご利用の際は、施設使用料が加算されますのでご了承ください。公衆電話はロビーにございます。
6. 法定の税金の他、サービス料としてお勘定の10%を加算させていただきますので、お心付けはご辞退申し上げます。

利用規約

(おやめいただきたい行為)

1. ホテル内にお客様の迷惑になる様なものをお持ち込みにならないでください。
 - a. 犬、猫、小鳥、その他の動物ペット類全般
 - b. 発火または引火しやすい火薬や、揮発油類及び危険性のある製品
 - c. 悪臭を発するもの
 - d. 許可証のない銃砲、刀剣類
 - e. 著しく多量な物品
 - f. その他法令で所持を禁じられているもの
2. ホテル内で、賭博や風紀、治安を乱すような行為、高声、放歌など他のお客様の迷惑になったり、嫌悪感を与えるような言動はなさないでください。
3. ホテル内の施設、備品を所定の場所や用途以外に、又は現状を著しく変更してご利用なさないでください。
4. 当ホテルの許可なく客室やロビーでの営業行為、または事務所などの宿泊以外の目的にご使用なさないでください。
5. ホテルの外観を損なうようなものを窓に掛けたり、窓側に陳列しないでください。
6. ホテル内で許可なく広告、宣伝物を配布、貼付したり、物品の販売等をしないでください。
7. 廊下やロビーなどに所持品を放置なさないでください。
8. ホテル外より飲食物等の出前をおとりにならないでください。
9. 未成年者のみのご宿泊は、特に保護者の許可のない限り、お断りさせていただきます。
10. 不可効力以外の事由により建造物、備品、その他の物品を損傷、汚染あるいは紛失させた場合は、相当額を弁償していただくことがあります。
11. パジャマ、スリッパで廊下、ロビー、レストラン、バーなど客室以外の施設を、ご利用なさないでください。
12. 廊下やロビーでの歩行中の喫煙はご遠慮ください。
13. 緊急事態あるいは、やむを得ない事情が発生しない限り、非常階段、屋上塔屋、機械室など、お客様用以外の施設には、立ち入らないでください。

金庫のご利用にあたって 室内金庫利用規定

タラサ志摩ホテル&リゾートでは、当ホテル客室内に配置された特定の金庫(以下「金庫」と称します)のご使用については以下のとおり規定を設けております。ご利用にあたって、以下の事項をあらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

なお、この規定は、金庫をご利用されるお客様(以下「利用客」と称します)が金庫に格納しようとされる物の保管について当ホテルがお約束するものではありません。

1.(格納物の保管責任)

金庫内の格納物の保管責任は利用客にあります。

当ホテルは格納物に関する一切の損害について責任を負いません。

2.(利用期間)

金庫の利用期間は、利用客がチェックインして金庫の利用を開始した時からチェックアウトの時までとします。

3.(各納品の種類)

① 金庫には次に掲げるものを格納することができます。

- a. 現金
- b. 株券のほか証券
- c. 預金通帳、契約書その他重要書類
- d. 宝石その他貴重品
- e. セカンドバッグ等で金庫内に格納可能なもの

② 当ホテルは、前項に掲げるものであっても、正当な利用があるときは、格納をお断りすることがあります。

4.(金庫の開閉)

金庫の開閉および格納品の出し入れは、この規定及び金庫利用案内の定めに従って利用客ご本人の手で行ってください。

5.(免責)

この規定および金庫利用案内の定めに従わない利用によって生じた損害について、当ホテルは一切責任を負いません。

6.(明け渡し)

① 利用期間が満了したとき、または金庫を利用する必要がなくなったときは、利用客は直ちに金庫を当ホテルに明け渡してください。

② 利用客が金庫を当ホテルに明け渡さないで当ホテルを出発した場合、当ホテルは当ホテルが相当と認める方法で金庫を開いて格納品を取り出し、格納品を遺失物として、取り出した日から一定期間当ホテルで別途保管し、その後は遺失物法に基づき最寄りの警察署に届けます。

7.(金庫の不良・毀損)

この規定及び金庫利用案内の定めに従いながら、金庫の開閉もしくは格納品の出し入れが不可能な場合、当ホテルの係員に直ちに申し出てください。当ホテルは金庫の開閉もしくはその他適切な処置を取ります。



金庫のご利用にあたって 室内金庫利用規定

8.(緊急措置)

法令の定めるところにより金庫の開閉を求められたとき、またはその他緊急の場合、当ホテルは金庫を開き、その最良で適切な措置を取ることができます。このために利用客に生じた損害について、当ホテルは一切責任を負いません。

9.(損害賠償)

- ① 当ホテルが利用客の要請により金庫の開閉を行ったことに起因して生じた損害および当ホテルの責めによらない事由による格納品の紛失、変質等の損害について、当ホテルは一切責任を負いません。
- ② 利用客の格納に起因して当ホテルまたは第三者が損害を受けたときは、利用客はその損害を賠償しなければなりません。